

三 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。

特に大学は、全体として

①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。（例えば、大学院に重点を置く大学やリベラル・アーツ・カレッジ型大学等）

一八歳人口が約二二〇万人規模で推移する時期にあつて、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要がある。

(一) 各高等教育機関の個性・特色の明確化

○戦後の我が国における高等教育の急速な拡大により、量的側面での「ユニバーサル段階の高等教育」は実現しつつある。しか

し、人的物的資源が必ずしも十分でないままでの急拡大が質的充実を伴ってきたと言ひ難い。また、一八歳人口が約二二〇万人規模で推移する中では、個性に乏しい数多くの高等教育機関が単一の市場（一八〜二歳の日本人フルタイム学生、すなわち「伝統的學生」の獲得）を巡って競争するという状況は、社会全体としての効率性に欠ける面が大きい。新時代の高等教育には、全体として多様化するとともに、学習者の様々な需要に的確に対応（複数の市場を開拓）して個々の高等教育機関が自らの資源を重点的に投入し質的な向上を図ることによって、真の「ユニバーサル・アクセス」（本章二（一）（ア）参照）を実現することが求められている。

○近年、教育内容の改善や充実を図って様々な改革が続いている。この結果、多様化が進む中で大学とは何かといった本質や、高等教育機関間の個性・特色の違いが不明確になってきているとの指摘がある。ユニバーサル段階の高等教育にあつては、各学校種ごとの個性・特色を一層明確にしなければならぬ。

○大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が、各学校種ごとに、それぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を明確化することが重要である。

○また、各機関が個性・特色の明確化を図り、全体として一層の多様性を確保すると同時に、学習者の立場に立つて相互の接続や連携を改善することにより、言わば単線型でなく複線型の、誰もがアクセスしやすく柔軟な構造の高等教育システムを構築していくことが重要である。

○さらに、高等教育機関相互の連携協力による各機能の補完や充

実強化も、必ずしも設置形態の枠組みにはとられずに促進されるものと考えられる。例えば、地域の国公私立大学間の連携によるコンソーシアム（共同事業体）方式での単位互換制度の充実や、学問分野を超えた融合領域形成のための大学院間の連携等が考えられる。

(二) 大学の機能別分化

○高等教育機関のうち、大学は、全体として

①世界的研究・教育拠点

②高度専門職業人養成

③幅広い職業人養成

④総合的教養教育

⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究

⑥地域の生涯学習機会の拠点

⑦社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）

等の各種の機能を併有する。各々の大学は、自らの選択に基づき、これらの機能のすべてではなく一部分のみを保有するのが通例であり、複数の機能を併有する場合も比重の置き方は異なるし、時宜に応じて可変的でもある。その比重の置き方がすなわち各大学の個性・特色の表れとなる。各大学は、固定的な「種別化」ではなく、保有する幾つかの機能の間の比重の置き方の違い（＝大学の選択に基づく個性・特色の表れ）に基づいて、緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。

○例えば、①や②の機能に特化して大学院の博士課程や専門職学位課程に重点を置く大学もあれば、④の機能に特化してリベラル・アーツ・カレッジ型を目指す大学もある。こうした大学全

体としての多様性の中で、個々の大学が限られた資源を集中的・効果的に投入することにより、各大学の個性・特色の明確化が図られるべきである。

○さらに、我が国の高等教育はユニバーサル段階を迎えつつあることから、特に③④⑥の機能に重点を置く大学にあつては、例えば、充実したリメディアル（補習）教育の実施や、就職や他大学の学士・修士・専門職学位課程等への円滑な進学・編入学を特色とすることも考えられる。

○このように、一八歳人口が約二二〇万人規模で推移する時期にあつて、各大学は教育・研究組織としての経営戦略を明確化していく必要性がある。このとき、

・各大学は、「機能別分化」を念頭に、他大学とは異なる個性・特色の明確化を目指すこと。

・国や地方公共団体等は、各大学が重点を置く機能を自主的に選択できるように配慮しながら、財政面を含む幅広い支援を行うこと。

等の点に特に注意しなければならない。

○各大学においては、自ら選択した機能を十分に発揮できるように、教職員として多様な人材を育成・確保するとともに、その資質の向上に努める必要がある。

○日本の大学について、米国のカーネギー教育振興財団が行っている大学分類のように授与する学位の種類や量に応じて大学を分類することも、現状認識の一つの方法として可能である。自らの理念・目標や大学院の有無・規模等の違いに応じて、こうした様々な分類を参考としつつ、重点を置くタイプを大学が自ら選んでいく必要がある。このような努力は、各大学が志向する方

向を明確にして発展を図っていることの表れでもあると考えられ、国としても各大学の努力を支援していくことが重要である。

○高等教育の中核を担う大学に関しては、教育・研究・社会貢献という使命・役割を踏まえて、それぞれに応じた具体的などのような機能に重点を置き、個性・特色の明確化を図っていくか、各大学ごとの自律的な選択に基づく機能別の分化が必要となっている。そうした面からも、質の保証がますます重要な課題となってきた（本章四参照）。

(三) 学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機関の個性・特色

高等教育の将来像を考える際には、初等中等教育との接続にも十分留意する必要がある。その際、入学者選抜の問題だけでなく、教育内容・方法等を含め、全体の接続を考えていくことが必要であり、初等中等教育から高等教育までそれぞれが果たすべき役割を踏まえて一貫した考え方で改革を進めていく視点が重要である。また、より良い教員養成の在り方についても検討していく必要がある。

このため、各大学は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、適切に入学者選抜を実施していく必要がある。また、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する方針（カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー）を明確にし、教育課程の改善や「出口管理」の強化を図ることも求められる。生涯学習との関連でも、高等教育機関は履修形態の多様化等

により、重要な役割を果たすことが期待される。

(ア) 高等教育と初等中等教育との接続

○初等中等教育は、これまで「ゆとり」の中で「生きる力」（確かな学力、豊かな人間性、健康・体力）を育む教育を推進してきており、個に応じた指導等を通じて基礎・基本を定着させるとともに、生涯にわたって学ぶことのできる自己教育力を育成することを重視する流れにある。

○高等教育は、国際的な標準での質の保証が重要な課題となっていることから、一定の水準を確保することが強く要請される。特に、産業界をはじめ実社会の人材需要は「独創性」「即戦力」「基礎学力」等高度化・多様化の一途をたどっており、人生や職業に関する選択の機会が年齢的に高くなる傾向の中で、高等教育を受けることによる付加価値の程度がますます注目され、高等教育段階での教育機能の重要性が指摘されている。

○高等教育は、初等中等教育を基礎として成り立つものであると同時に、初等中等教育の在り方に大きな影響を及ぼすものである。また、両者の接点である大学入学者選抜を取り巻く環境も、急速な少子化の進行等を背景として大きく変化し、私立の四年制大学のうち約三割、短期大学では約四割が定員割れを起こしている。中には、入学者選抜が、本章四（一）で述べる「高等教育の質」の一環としての学生の質に関する選抜機能を十分に果たし得なくなってきた例も見られる。また、進学率の上昇に伴う高等教育の大衆化や高等学校段階までの履修内容の変化等によって、入学者について履修歴の多様化が一層進み、このことが学生の知識・能力の低下や多様化を招いているのでは

ないかといった指摘もある。このような状況をも踏まえて、高等教育の質の確保・向上等に努める必要が出てきている。

○このような状況を踏まえ、高等教育と初等中等教育との接続に留意することは、今後ますます重要である。その際、入学者選抜の問題だけでなく、教育内容・方法等を含め、全体の接続を考えていくことが必要であり、初等中等教育から高等教育までそれぞれが果たすべき役割を踏まえて一貫した考え方で改革を進めていくという視点が重要である。

○初等中等教育との関連では、高等教育が初等中等教育の学校教員の養成機能を担っているという点も極めて重要である。教員養成を担当する大学教員の確保や資質向上を含め、より良い教員養成の在り方について、今後とも検討していく必要がある。

○今後の高等教育においては、初等中等教育を基礎として、主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探索し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力（＝課題探求能力）の育成が重視されよう。例えば、後述のように、学士課程教育では教養教育及び専門分野の基礎・基本を重視し専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力等を培うこと、修士・博士・専門職学位課程では専門性の一層の向上を目指した教育を行うことを基本として考えることが重要となる。

○どのような学生を受け入れて、どのような教育を行い、どのような人材として社会に送り出すかは、その高等教育機関の個性・特色の根幹をなすものである。各機関は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にし、入学志願者や社会に対して明示するとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の観点を踏まえ、実際の選抜方法や出題内容等に適切に反

映していく必要がある。また、大学は国内外の環境の変化や激しい競争にさらされることから、このような努力を通じて、次の世代を担う者に対し、各人が学んでおくべき内容を示すという機能を果たすことも期待される。

入学者受入方針に加えて、教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー）についても、各高等教育機関が（必要に応じて分野ごとに）明確にすることで、教育課程の改善やいわゆる「出口管理」の強化を図っていくことが求められる。

(イ) 高等教育と生涯学習との関連

○「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会を構築するためには、各種の主体により多様な学習機会が豊富に提供されなければならない。そのうちで、公開講座をはじめとする各種の大学開放を通じ、質的に高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供する者として、高等教育機関やそのコンソーシアム（共同事業体）が重要な役割を果たすことが期待される。

○社会人学生は特に大学院で増加してきており、通学制の大学・短期大学・高等専門学校（本科）に在籍する社会人学生は合計で約三万人に達している。

○大学等における社会人の受入れの推進については、従来より大学審議会の累次の答申等を受けて、夜間大学院、通信制大学院及び昼夜開講制の導入等の制度改善が図られてきた。さらに、平成一四（二〇二二）年二月の答申「大学等における社会人受入れの推進方策について」において、学生が柔軟に修業年限を

超えて履修し学位等を取得する長期履修学生制度や通信制博士課程等の導入について、同年八月の答申「大学院における高度専門職業人養成について」においては、高度専門職業人養成に特化した新たな形態の大学院としての専門職大学院制度の創設について、それぞれ提言がなされ、これらを受けて制度的な整備が図られている。このほか、最近では、社会人を含めた多様な学習者の利便に資するため、サテライト・キャンパスの設置等の動きも見られるようになってきている。

○今後は、このような形態の大学院の拡充を図るとともに、社会人の再学習需要や経済情勢・雇用形態の変化を踏まえ、企業等におけるキャリア・パス形成との関連に留意しながら、特に修士・博士・専門職学位課程でのリカレント教育に対応した履修形態等についても、具体的な対応が求められよう。

○また、今後は、生涯学習の意識の高まりに対応して科目等履修生や聴講生等の履修形態の多様化がさらに進むものと考えられる。また、一定のコースないし科目(群)を学んだ成果としての履修証明として、学位以外の方法が社会的に定着することも予想される。

○さらに、生涯学習社会の実現、多様な高等教育機関の発展等の観点から、いわゆる単位累積加算制度を、学位授与にふさわしい履修の体系的な確保等に留意しつつ設けることは、今後の重要な課題である。

○我が国における短期高等教育の位置付けについても、ユニバーサル段階での新たな意義・役割や単位累積加算制度の検討との関連等に留意しつつ、明確化する必要がある。

○なお、近年の厳しい雇用情勢等を反映して、若年層の無業者や

いわゆるフリーターの増加が問題となっている。このような状況は、若年者本人のキャリア形成の支障となるだけでなく、我が国全体の経済的基盤にも中長期的に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、高等教育においても、初等中等教育や職業能力開発等に係る諸施策と効果的に連携しつつ、インターンシップの推進や職業意識・能力の形成支援等を通して、若年者の職業的自立に寄与していく必要がある。

**(四) 高等教育を取り巻く環境の変化と各高等教育機関の個性・特色**

国内外の高等教育機関の国際展開等の国際化の進展や情報通信技術の発達、e-Learningの普及等の中で、各高等教育機関は個性・特色の明確化を一層進める必要がある。

**(ア) 高等教育の国際化の進展**

○高等教育の国際化の進展に伴い、留学生数は近年急増しており、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校に在籍する留学生数の合計は平成一五(二〇〇三)年度に初めて一〇万人を超えるに至っている。留学生交流は今後も重要性を増すと考えられ、各高等教育機関がそれぞれの特色を発揮した形で世界各国からの優秀な学生の受入れや日本人学生の派遣に努め、国がこれを支援していく必要がある。その際、留学生の質の確保、在籍管理の徹底をはじめとする受入体制の充実、渡日前から帰国後に至る体系的な留学生支援体制の充実等が重要である。

○また、今後は、高等教育機関においても海外分校・拠点の設置、

外国の教育・研究機関との連携、e-Learning(イ)参照)等を通じて国境を越えた教育の提供や研究の展開等、国際的な大学間の競争と協調・協力が一層進展していくものと考えられる。

○海外に目を転じてみれば、米国・英国や豪州といった英語圏の国々やドイツ等の高等教育機関が、東アジア・東南アジア各国に現地校を開設し、現地校のみの教育を受けることで居ながらにして本国の学位を得られるようにすることが盛んに行われ始めている。また、中国・韓国・マレーシア・シンガポール等アジアの国々でも、このような国際動向に積極的に対応し、外国の優れた高等教育機関を誘致しまたはこれと連携するための施策を展開し始めている。これは、国内の進学率の急激な上昇に対応すること、また周辺国の教育拠点(ハブ)となることを目的としたものと思われる。我が国においても、海外の高等教育機関と我が国の機関が提携して、我が国における海外学位の授与や海外における我が国の学位の授与などが複数計画されている。

○以上のことは、我が国の一八歳人口が減少を続ける中、各高等教育機関は国際的な競争的環境の下でも、人材養成や学術研究活動等について個性・特色及び経営戦略の明確化を一層進めなければならぬことを意味している。

○なお、国境を越えて展開される大学教育の提供による学位授与の機会を拡大するに当たっては、我が国の学位の国際的通用性の確保に十分留意することが必要である。また、我が国を含めた各国の大学制度、各大学の資格認定を含めた評価、教育内容及び学位の通用性等について学習者が判断することのできるように、国際的な大学の質の保証に関する情報ネットワークを構築することが急務である。我が国は、こうした国際的な協議に

積極的に参加・貢献すべきである。

○また、我が国の大学が世界各国からの優秀な留学生・研究者を惹き付けるためにも、教育・研究の質が世界的に見て高い位置を占めることが必要であるが、今後は、留学生の交流等も含めて、国境を越えて展開される我が国の高等教育による国際的な貢献という視点を常に念頭に置いていく必要がある。特に、学術研究分野においてアジア地域内部でのパートナーシップをどう構築していくかは、我が国の高等教育にとって大きな課題である。

**(イ) 情報通信技術の発達**

○通信制による高等教育は、地理的・時間的制約による通学の困難な者に対して学習機会を提供している。これまでの通信教育は郵便やテレビ放送等を利用したものがほとんどであった。しかし、時間の融通のきかない社会人が働きながら学んでいくためには、空間的及び時間的制約を受けない環境、例えば、在宅のまま夜間に学べる環境を整えていくことが重要な課題である。

○情報通信技術(ITT)の発展に伴い、各家庭へのブロードバンド通信が急速に普及しつつある。今後は、情報通信技術を利用した履修形態、いわゆるe-Learningの役割が増加していくものと思われる。放送大学についても、多様なメディアの活用等による一層の充実が期待される。

ただし、e-Learningは、知識の伝達には有効な手段であるが、これのみに頼り過ぎる余り、これからの時代にますます重要な幅広い人間性や社会性の涵養がおろそかになることのないよう、十分な教育上の留意が必要である。

○今後は、e-Learningの普及等、情報通信技術の飛躍的な向上を

背景として、通学制と通信制の境界がより連続的なものとなり、伝統的な「キャンパス」(教育・研究環境)の概念にも少なからず影響を及ぼすものと予想される。

四 高等教育の質の保証

高等教育の量的側面での需要がほぼ充足されてくる一方、特に大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等もあり、大学等の新設や量的拡大も引き続き予想され、また、各高等教育機関が個性・特色を明確にしながら、大学が自律的選択に基づいて機能別に分化するなど全体として多様化が一層進むにつれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題となる。

個々の高等教育機関は、教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力することが大切である。また、高等教育の質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することは、国としての基本的な責務である。

高等教育の質の保証の仕組みとしては、事後評価のみでは十分ではなく、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。設置認可制度の位置付けを一層明確化して的確に運用するとともに、認証機関による第三者評価のシステムを充実させるべきである。

個々の高等教育機関が質の維持・向上を図るためには、自己点検・評価がまずもって大切である。

また、教育内容・方法や財務状況等に関する情報や設置審査、認証評価、自己点検・評価により明らかとなった課題や

情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たすことが求められる。

(一) 保証されるべき「高等教育の質」

○高等教育の量的側面での需要がほぼ充足されてくる一方、事前規制から事後チェックへという流れの中、特に大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等もあり、大学等の高等教育機関の新設や量的拡大も引き続き予想され、また、一定の組織改編が届出で可能となったことを主な契機として、各高等教育機関が個性・特色を明確にしながら、大学が自律的選択に基づいて機能別に分化するなど全体として多様化が一層進むにつれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が課題となる。

○高等教育の質の保証に関しては、まず、個々の高等教育機関において、教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力することが大切である。また、競争的環境の中の各高等教育機関の個性・特色の明確化が一層進む中にあつては、学習者や社会の信頼を保持する上でも、情報の開示を含めた質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することも極めて重要であり、国としての基本的な責務である。

○本来、保証されるべき「高等教育の質」とは、教育課程の内容・水準、学生の質、教員の質、研究者の質、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式等の総体を指すものと考えられる。したがって、高等教育の質の保証は、行政機関による設置審査や認証評価機関による評価(「認証評価」とは、すべての国公立の大学等が、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関

による評価を受ける制度をいう。以下同じ。)のみならず、カリキュラムの策定、入学者選抜、教員や研究者の養成・処遇、各種の公的支援、教育・研究活動や組織・財務運営の状況に関する情報開示等のすべての活動を通して実現されるべきものである。

○高等教育の質に着目する場合、事前評価としての行政による設置認可と事後評価としての評価機関による第三者評価を言わば両輪とした、質の保証が必要である。

○高等教育の質の保証の一環としての事前・事後の評価の関係については、双方の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。特に、一定の事前評価は必要であるとの観点から、設置認可制度について、我が国の高等教育の質の保証の仕組み全体の中での位置付けを一層明確化し、的確に運用すべきである。また、事後評価に関しては、認証機関による評価のシステムを速やかに整え、社会の負託に十分にこたえる効果的なものとなるよう発展・充実させていくべきである。

○高等教育の質の保証を考える上では、教員個々人の教育・研究能力の向上や事務職員・技術職員等を含めた管理運営や教育・研究支援の充実を図ることも極めて重要である。評価とファカルティ・デベロップメント(FD)やスタッフ・デベロップメント(SD)等の自主的な取組との連携方策等も今後の重要な課題である。

(二) 設置認可の重要性と的確な運用

(ア) 設置認可の重要性

○大学等の設置認可及びその審査の過程は、申請者と大学設置・

学校法人審議会との「対話」を通じて、相応の時間をかけて、設置構想の実現可能性や信頼性を確保し、その内容を充実させる手続であり、高等教育の質を担保するための本来的な制度としての意義を有している。また、高等教育の質の保証は事後評価のみでは十分ではなく、事後評価までの情報の時間的懸隔に伴う大学等の選択のリスクを学習者の自己責任にのみ帰するのは適切でない。一部の外国に見られるような、学費の対価として安易に学位を取得させる非正統的な教育機関(いわゆる「ディグリー・ミル」(または「ディプロマ・ミル」)の出現を抑止して学習者保護を図るための方策としても、一定の事前評価は必要である。

○サービスという観点から見た場合、学校教育には、他のサービスとの関係で一般性と特殊性がある。特殊性とは、情報の非対称性、利用者が「学生」であること、単なる知識・技能の取得とは異なる(師弟関係や友人関係を含めた)学習環境の必要性、サービス享受後の効果に永続性があること、サービスの提供とその効果の検証に一定期間を要すること等を指す。

学校教育が一般的にはサービスとしての市場性を有することに留意しつつも、「高等教育の質」に関しては、市場万能主義に依拠するのではなく、教育サービスの質そのものを保証する観点を重視していく必要がある。

(イ) 設置認可の的確な運用

○設置認可制度の位置付けを明確化するに当たっては、審査の内容や視点等について、さらに具体化を図る必要がある。例えば、大学教員の質を審査することは極めて重要である。社会の需要

に的確に対応した、大学に求められる学問的水準の教育・研究活動を担う個々の大学教員の資質及び教員組織全体の在り方が、「大学とは何か」という根本的な問題意識(第三章一(一)(ア)参照)との関連で十分に点検・確認される必要がある。実効性ある審査のためには、「専任教員」や「実務家教員」の意義や必要とされる資質・能力等について、さらに具体化・明確化する努力が必要である。また、大学としてふさわしい教育目的やそれを達成するための教育課程、またそれらと資格取得・技能習得との関係、大学としてふさわしい教育・研究環境、他の学校種との違い等について十分に審査することも重要である。

○現行の大学設置基準等の規定は定性的・抽象的なものが多く、設置審査の具体的な判断指針としては必ずしも有効に機能しにくい面がある。今後は、設置基準の性格を設置後の評価活動とも連携させたものとしてとらえ直していくとともに、時代の変化に常に対応した基準となるよう不断の見直しを行っていく必要がある。

○このような認識に立つとき、現行の設置基準や設置審査については、明確化すべき観点やルール化を図るべき事項が多くあると考えられる(第五章二(一)③参照)。「大学の質」にかかわる要件を明確化することは、多様な主体が参入して健全な大学間競争を活発に行うための環境整備として欠かせないものと考ええる。ただし、そうした要件をすべて法令等の形式に網羅的・具体的に表現することには困難な面もあり、今後、適切に対応していく必要がある。

○なお、規制改革の一環として、設置認可については届出制の導入等の大幅な弾力化が逐次進められており、大学等の参入や組

織改編は大きく促進されている。少子化が進む中で大学数が大幅に増加している状況を見れば、少なくとも、設置認可制度が大きな「参入障壁」になっているとは言えない。今後は、これらの制度改正の効果等を十分に見極めつつ、教育の質の国際的通用性や学習者保護の観点を十分に踏まえ、拙速を避けながら適切に対応する必要がある。

(三) 認証評価制度の導入と充実

(ア) 機関別、専門職大学院評価及び分野別評価

○平成一六(二〇〇四)年四月から認証評価制度が導入されている。この制度は、認証評価機関にならうとする者の申請に基づき、本審議会への諮問及びその答申の手続を経て、一定の基準を満たす場合に文部科学大臣が評価機関を認証し、各評価機関が自ら定める評価基準に従って大学等の評価を行うものである。既に幾つかの機関が認証を受けて活動を開始しており、大学等の特色ある教育・研究の進展に資する観点から評価項目を設定するなど、様々な工夫を行い評価を実施することが期待される。

○認証評価制度は、大学等の事後評価の中核として極めて重要であり、その質の維持・向上のため、社会に早期に定着し活用されることが望ましい。

○事後評価に関しては、社会的要請を踏まえれば、機関別評価と専門職大学院評価のみでなく分野別評価についても積極的に採り入れられることが期待される。その際、分野の特性に応じて学協会等関係団体の参画・協力を得ることが考えられる。また、教育に関する分野別評価に関連して、他の参考と

なるべき特色ある取組を促進する方策を講ずることも必要である。

○評価結果に関する情報については、適時適切に社会や学習者に提供されるなど、高等教育の質の維持・向上のために活用されることが必要である。

(イ) 評価の質の向上

○高等教育行政の機能・役割の変化に際しては、多元的な評価機関が形成されることが不可欠の前提となる。機関別や専門職大学院の評価に加えて分野別評価が、分野の特性に応じた学協会等関係団体の協力を得ながら発展することが期待される。各種評価機関の形成のための国の支援も必要である。

○認証評価制度をはじめとした評価の仕組みが社会に定着して活用されるに伴い、評価の質の向上を図るため、評価方法や評価基準等の不断の見直しと改善、評価する側の質の高さや適正さを担保するための仕組みを整えること等が、今後の重要な課題となる。

(四) 自己点検・評価の充実

○高等教育の教育・研究水準の維持・向上を図るためには、各高等教育機関が積極的に教育・研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、結果を公表するとともに、その改善と充実に向けて不断の努力を行うことがますますもって大切である。また、自己点検・評価の結果は、改組に伴う設置審査や定期的な認証評価の場面で活用されるという意味でも重要である。

○特に、自己点検・評価結果の公表に当たっては、各高等教育機関が自ら重点を置く機能及びその機能にかかわる具体的な教育・研究上の目標を明示し、目標の達成度や達成の可能性について検証することが望ましい。

(五) 評価結果等に関する情報の積極的な開示及び活用

○教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。

○具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。

○また、当該機関による情報開示だけでなく外部からの評価結果も併せて提供されることが学習者の便宜のために重要であることから、認証評価機関による評価の結果も開示することとされており、当該機関の質の確保・向上のために積極的に活用される必要がある。

○評価結果等に関する情報については、大学等の個性・特色を伸ばし、質を高めるための競争を促進する観点から、公的財源等各種の資源の効果的な配分に適切に反映するなど、積極的に活用されることが重要である。

○なお、専門学校に関しては、引き続き、各都道府県段階での適

切な設置審査の実施と、各専門学校による自己点検・評価や外部検証の努力により、質の確保及び向上を図ることが期待される。

### 第三章 新時代における高等教育機関の在り方

○本章では、中長期的（平成一七（二〇〇五）年以降、平成二七（二〇一五）年（平成三二（二〇二〇）年頃まで）に想定される我が国の高等教育の将来像のうち、主としてそれぞれの高等教育機関の在り方に関する事項を示すこととする。

#### 一 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方

○大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が、それぞれの教育・研究について必要な改善・充実に努め、質の向上を図ることとは、今後とも重要な課題である。

#### (一) 大学

大学は、学術の中心として深く真理を探求し専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である。

このような特質を持つ大学は、今後の知識基盤社会において、公共的役割を担っており、その社会的責任を深く自覚する必要がある。

国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明としての学位の本質を踏まえつつ、今後は、教育の充実の観点から、学部や大学院といった組織に着目した整理を、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程中心の考え方に再整理していく必要があると考えられる。

#### (ア) 大学の自律性と公共性

○大学とは、学術の中心として深く真理を探求し、専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である。また、このような大学における教育の課程の修了に係る知識・能力の証明として授与されるものが学位である。

○社会が発展していくためには、その基盤として、新しい知識を創造するとともに高度に活用する高い専門性を持った人材を育成することが不可欠である。人類の長い経験と叡智の中で、これを最も良く担う社会的な存在として確立されてきたものが大学にはかならない。大学は、社会と関連性を保ちつつも一定の距離を置いた自主的・自律的な存在として、教育と学術研究を通じて社会全体の共通基盤の形成に寄与してきたのである。

○今後の知識基盤社会において、我が国が伝統的な文化を継承しつつ国際的な競争力を持って持続的に発展するためには、知的創造を担い社会全体の共通基盤を形成するという大学の公共的役割が極めて重要であり、大学は、その設置形態のいかんを問わず、大学としての社会的責任を深く自覚することが必要であ

る。

○これからの知識基盤社会において求められる人材は、大学のみならず高等専門学校、専門学校、さらには企業内教育等の社会教育においても育成することが期待される。しかし、こうした多様な機関による人材育成は、社会全体の共通基盤の形成という大学の役割を土台としてこそ最も効果的に行われるものであり、社会にとつての大学の重要性を一層高めるものと考えられる。この意味でも、大学においては特に「出口管理」の強化が重要である。

#### (イ) 学位と課程

○国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明として、学術の中心として自律的に高度の教育・研究を行う大学が授与するという学位の本質は、国際的に共通理解となっている。

○このため、学位に関する検討を行うに当たっては、学位が国際的通用性のある大学教育等の修了者の能力証明として発展してきた経緯を踏まえ、課程を修了したことを表す適切な名称の在り方、他の学位との相互関係等を踏まえて審議していく必要がある。例えば、博士の学位は独立した研究者としての基礎的な能力証明を意味するものとして授与されるべきとの考え方もある。

○現在、大学は学部・学科や研究科といった組織に着目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理していく必要がある。

あると考えられる。

#### (ウ) 教員組織

大学が、人材育成と学術研究の両面において、本来の使命と役割をより積極的かつ効果的に果たしていくためには、常に教員組織の在り方が最も適切なものとなるよう努力していくことが必要である。特に、今日、若手教員が自らの資質・能力を十分に発揮して活躍できるよう、助教・助手の位置付けの見直しを図る必要があること等が指摘されている。

○大学が、人材育成と学術研究の両面において、本来の使命と役割をより積極的かつ効果的に果たしていくためには、常に教員組織の在り方が最も適切なものとなるよう努力していくことが必要である。特に、今日、若手教員が自らの資質・能力を十分に発揮して活躍できるよう、助教・助手の位置付けの見直しを図る必要があること等が指摘されている。

○現行制度では、大学教員の基本的な職として、教育・研究を主たる職務とする教授及び助教の二種類の職とともに、教育・研究を主たる職務とするか教育・研究の補助を主たる職務とするかが必ずしも明瞭でない助手の職が定められている。

○このうち、現行の助教の職は、職名や職務内容が実態にそぐわない等の指摘や国際的通用性の観点から廃止し、「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」ことを主たる職務とする「准教授」を設けることが適当である。

○また、現行の助手については、教員組織における位置付けが曖昧で、実際に担っている職務も多様であることから、将来の大学教員等を志す者にとってキャリア・パスの第一段階となる職が明らかになるよう、自ら教育・研究を行うことを主たる職務とする新しい職を設けるとともに、助手は、教育・研究の補助を主たる職務とする職として定めることが適当である。

○新しい職の名称については、大学の教員組織の一員として自ら教育・研究を行うことを主たる職務とする若手教員の位置付けに相応していること、現行の学校教育法上の各職の定着度や知名度、運用の実態等を踏まえたものであること、国語的・文化的な観点からできる限り自然な名称であること、国際的な通用性の観点からも説明しやすいものであること等に十分留意することが必要であり、これらを総合的に勘案すると、「助教」という名称が最も適当と考えられる。

○これらの措置により、今後の大学教員の基本的な職としては、教育・研究を主たる職務とする職として教授、准教授及び助教の三種類を、教育・研究の補助を主たる職務とする職として助手を定めることが適当である。

見直しの趣旨が該当するものについては、同様に見直しを図ることが適当である。

(工) 学士課程

○学士課程について、各大学には、大学における「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、現状よりさらに充実した教育を展開することが強く求められる。

○学士課程は、「二一世紀型市民」の育成・充実に目的としつつ、教養教育と専門基礎教育を中心に主専攻・副専攻を組み合わせた「総合的教養教育型」や「専門教育完成型」など、様々な個性・特色を持つものに分化し、多様で質の高い教育を展開することが期待される。教育の充実のため、分野ごとにコア・カリキュラムが作成されることが望ましい。また、コア・カリキュラムの実施状況は機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付けられることが期待される。

○修業年限については、従前どおり学士課程を四年かけて卒業する経路のほか、修士・博士・専門職学位課程との関係では、学習経路が多様化し、特に総合的教養教育型において学士課程三年修了による大学院進学という制度が積極的に活用されることが考えられる。

○企業採用に向けた就職活動は、大学と産業界の連携の下、学士課程教育に実質的に支障のないよう配慮が必要である。また、修了・卒業直後の一年間での様々な活動体験や短期在外経験等を重視することも期待される。

○なお、准教授、助教及び助手は、基本的には、大学に置かなければならない職としつつ、各大学の方針や各分野の実情等によつては、置かないことができることにすることが適当である。

○また、准教授や助教を新設する場合も、大学には、大学院学生等への教育、教育課程の編成、入学者選抜、診療等、大学が組織として決定した方針等に従い、各教員の役割分担及び連携の下、組織的に行わなければならない職務が存在する。こうした職務の遂行について支障が生じないよう、大学設置基準等に各教員の役割分担及び連携の組織的な体制が確保され、かつ、責任の所在が明確であるよう教員組織を編制するものとする旨を規定すべきである。

○各大学が、教育・研究の実施の責任を自ら明らかにしつつ、具体的な教員組織の編制をより自由に設計することができるよう、講座制又は学科目制を基本原則とする現在の大学設置基準の規定を削除し、教員組織の基本となる一般的な在り方として、教育・研究上の目的を達成するために必要な教員を置き、主たる授業科目は原則として専任の教授または准教授が担当することや、各教員の役割分担及び連携の組織的な体制の確保等に關する規定を定めるべきである。

○上記の制度改正が円滑に、かつ、実効性をもって機能するためには、各大学が制度改正の趣旨を生かして積極的に取り組むことが必要である。各大学において真摯な検討と取組が行われ、教育・研究が一層活性化することが期待される。また、助教等若手教員の活躍を通じた教育・研究の活性化を促すための支援措置の充実を図っていくことが求められる。

○高等専門学校教員組織に関しても、大学の教員組織に関する

《学士課程の多様性》

○社会が複雑かつ急激な変化を遂げる中で、各大学には、幅広い視野から物事をとらえ、高い倫理性に裏打ちされた確な判断を下すことができる人材の育成が一層強く期待されている。各大学には、大学における「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、現状よりさらに充実した学士課程教育を展開することが強く求められる。

○学士課程段階での教育には「教養教育」や「専門基礎教育」等の役割が期待される一方で、職業教育志向もかなり強い。したがって、今後の学士課程教育は、「二一世紀型市民」の育成・充実に共通の目標として念頭に置きつつ、教育の具体的な方法論としては、様々な個性・特色を持つものに分化していくものと考えられる。例えば、学士課程段階では、教養教育と専門基礎教育を中心として主専攻・副専攻の組合せを基本としつつ、専門教育は修士・博士課程や専門職学位課程の段階で完成させるもの（言わば「総合的教養教育型」）や、学問分野の特性に応じて学士課程段階で専門教育を完成させるもの（言わば「専門教育完成型」）等、多様で質の高い教育を展開することが期待される。

○大学（学士課程段階）への進学率の上昇や高等学校教育の多様化等に伴い、入学者の能力・適性や志向も多様化してきていること、また、伝統的学生のみなならず社会人学生や外国人留学生が増加していること等を踏まえ、学士課程・短期大学の課程等の大学教育は、全体として一層の多様性を確保し、誰もがアクセスしやすい高等教育システムを構築することが求められている。

《教養教育》

○新たに構築されるべき「教養教育」は、学生に、国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでなければならぬ。各大学は、理系・文系・人文・社会・自然といった、かつての一般教育のような従来型の縦割りの学問分野による知識伝達型の教育や単なる入門教育ではなく、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養に努めることが期待される。

○このような観点から、教養教育に携わる教員には高い力量が求められる。加えて、教員は教育のプロとしての自覚を持ち、絶えず授業内容や教育方法の改善に努める必要がある。入門段階の学生にも高度な知識を分かりやすく興味深い形で提供したり、学問を追究する姿勢や生き方を語ったりするなど、学生の学ぶ意欲や目的意識を刺激することも求められる。

《専門教育》

○職業的素養にかかわる専門教育については、専門職大学院制度の発足を契機として、学士課程段階を中心に完成させるものと修士課程・専門職学位課程段階を中心に完成させるものを、学問分野の特性や各種職業資格との関連に応じて具体的に仕分けして考えていく必要がある。

《カリキュラム、単位、年限》

○学士課程は、基本的役割として、学生の人格形成機能や生涯にわたる学習の基礎を培う機能を担っており、内容の充実した教養教育や専門教育を行うことが不可欠である。そこで、学士課

程教育の充実のため、分野ごとにコア・カリキュラムが作成されることを望ましい。また、このコア・カリキュラムの実施状況は、機関別・分野別の大学評価と有機的に結び付けられることが期待される。

○単位の考え方について、国は、基準上と実態上の違い、単位制度の実質化（単位制度の趣旨に沿った十分な学習量の確保）や学修時間の考え方と修業年限の問題等を改めて整理した上で、課程中心の制度設計をする必要がある。

○学士課程教育の修業年限については、国際的通用性の確保や単位制度の実質化等に十分留意しつつ、検討していく必要がある。従前どおり学士課程を四年かけて卒業する経路のほか、修士・博士・専門職学位課程との関係では、学習経路が多様化するものと考えられる。この場合、特に第三章三（二）で①②の機能を重視する大学が学士課程教育を総合的教養教育型にする場合においては、学士課程三年修了による大学院進学を積極的に活用することが考えられる。

《就職活動》

○企業採用に向けた就職活動は、大学と産業界の連携の下、その早期化・長期化による学士課程教育への実質的な支障のないよう十分な配慮が必要である。さらに、修了・卒業直後の一年間での様々な活動体験や短期在外経験等を重視することも期待される。

（オ）大学院（修士・博士・専門職学位課程共通）

大学院教育については、課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、

それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、大学院における教育の課程の組織的展開の強化（大学院教育の実質化）を図る必要がある。

修士課程は、研究者等養成（の第一段階）、高度専門職業人養成及び「二世紀都市民」の高度な学習需要への対応の三つの機能を担うものであり、これに沿った体系的な教育課程を編成する必要がある。

博士課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産学官を通じたあらゆる研究・教育機関の中枢を担う研究者等及び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する。このため、体系的な教育課程を編成する必要がある。

今後の知識基盤社会にあつては、博士号取得者が、研究・教育機関ばかりではなく企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関等の多様な場で中核的人材として活躍することが期待される。

専門職学位課程は、多様な分野（例えば、法曹、MBA・MOT、公共政策、教員養成等）での創設・拡充等が必要である。

○大学院教育は、学士課程における教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための、深い知的学識を涵養する教育を行うことが基本である。

○我が国の課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、特に人材養成機能の面で、それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、大学院における教育の課程の組織的展開の強化（大学院教育の実質化）を図る必要がある。

○このため、学士課程教育との適切な役割分担、学生・教員の流

動性の向上、教員の教育・研究指導能力の向上等について、学問分野別に具体的な検討を深化させる必要がある。

○大学院教育の実質化のための重要課題としては、以下のものが考えられる。

《基本的な課題》

- (a) 人材養成の観点からの各大学院（課程）の機能の明確化
- (b) 大学院教育と学士課程教育、大学院以外の専門教育との関係の明確化
- (c) 大学院教育の実質化のための大学院組織の在り方
- 《特に分野別に検討の深化が必要と考えられる課題》
- (d) 課程制大学院の趣旨に沿った教育課程や研究指導体制の確立（大学院教育の実質化）
  - ・教員の教育・研究指導能力の向上のための方策
  - ・今後の研究者等として必要な高度な素養の涵養の在り方
  - ・教員・学生の流動性の拡大のための方策
- (e) 研究者等及び大学教員養成機能の充実
  - ・博士課程における体系的な教育課程の確立
  - ・大学院の研究機能の強化（施設・設備など）
- ・学生に対する経済的支援と大学院修了者のキャリア・パスの多様化の促進方策
- (f) 実効性ある大学院評価の確立

○これらの課題についての検討の成果を踏まえ、世界最高水準の質を誇る大学院教育の充実を図る観点から、国は、大学院教育の実質化のための将来計画を策定する等、集中的な取組を行い、



大学の自主的かつ意欲的な計画に積極的な支援を行っていくことも検討すべきである。

○また、先進諸国を含めた世界各国の優秀な留学生・研究者を惹き付けるためには、我が国の大学院における教育・研究の質が世界的に見て高い位置を占めることが前提として必要である。

○①近年の学問分野の学際化・融合化や、②幅広い知識と柔軟な思考能力を持つ人材等の、社会において求められる人材の多様な要請等に対応する手段として、主専攻・副専攻制（主専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる組織的な取組）やジョイントディグリー（一定期間で複数の学位を取得できる履修形態）は有効な方策と考えられる。

（カ）修士課程

○修士課程は、①研究者等養成（の第一段階）、②高度専門職業人養成 ③我が国の知識基盤社会を支える「二一世紀型市民」の高度な学習需要への対応の三つの機能を担う。各大学院においては、教育目標など課程の目的・役割を明確化し、体系的な教育課程を編成する必要がある。

○これらの機能を担うために必要な教育としては、例えば、  
・国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与える教育を基本とし、課題に対する柔軟な思考能力と深い洞察に基づく主体的な行動力を兼ね備えるための高度な素養を涵養する教育

・①学生の知的好奇心などにこたえた多様かつ豊富な教育プログラムにより幅広い視点を培う教育、または、②論文作成を基本とした教育のほかに、③養成すべき人材を念頭に関連する

分野の知識・能力を修得する教育など、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを重視した教育等が重要である。

（キ）博士課程

○博士課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産官学官を通じてあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等及び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する課程として、明確な役割を担うことが適当であり、体系的な教育課程を編成する必要がある。

○これらの人材の養成に必要な教育としては、例えば、  
・顕著な研究業績を性急に求めるような教育ではなく、自立して研究活動を行う能力の基礎を培う教育  
・比較的長期にわたる企業や海外での研究経験など、多様な研究活動の場を通じて研鑽を積む教育

・学生同士が切磋琢磨する環境の中で、自ら研究課題を設定し研究活動を実施すること等の学生の創造力・自律力を磨く教育  
・高度な研究開発プロジェクトの企画・管理等の運営管理を行える人材を養成するために、学生に一定の責任と権限を与え、プロジェクトの運営管理能力を高める教育

・加えて、大学教員を目指す学生に対しては、学生に対する教育方法の在り方を学ぶ教育等が考えられる。

○今後の知識基盤社会にあつては、博士号取得者が、高度な研究・分析能力や専門的知見を生かして、研究・教育機関ばかりでなく企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関等の多

様な場で中核的人材として活躍することが十分予想される。大学では博士号取得者のキャリア・パスの多様化にこたえる工夫が求められると同時に、これらの人材を受け入れる社会全体での積極的な取組が不可欠である。

（ク）専門職学位課程

○専門職学位課程は、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力が必要とされる多様な分野（例えば、法曹、MBA・MOT（技術経営）、公共政策、教員養成等）での創設・拡充等が必要である。理論と実務を架橋する実践的教育や職業的倫理の涵養が充実され、社会人等多様な学生を受け入れて各種の高度専門職業人が養成されることを通じて、社会全体の流動性の向上と活性化に大きく貢献することが期待される。その際、上記以外の特定の高高度専門職業人養成の分野においても、国は、専門職学位課程の在り方について、今後、幅広く十分な検討を行うことが適当である。

○専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する課程として、明確な役割を担うことが適当である。

○他方で、専門職大学院制度の創設により、大学院教育と専門学校教育との関係が曖昧になっているとの指摘がある。

・専門学校は、実際のな知識・技術等を習得するための実践的な職業教育・専門技術教育機関として定着

・専門職学位課程における教育は、大学の学士課程段階の幅広い教養教育等を基礎として、特に「理論と実務の架橋」を重

視し、高度の専門性が求められる特定の職業を担うための知識・能力を高い学問的水準において養うもの

○専門職大学院及び専門学校は、この目的・役割の違いに十分留意しつつ、それぞれの特色を生かし、共に社会が求める人材を養成する機関として一層発展していくことが期待される。

○高度専門職業人の養成に必要な教育としては、例えば、  
・「理論と実務の架橋」を目指すための、産業・経済社会等の各分野で世界の最前線に立つ実務家教員を含めて、バランスのとれた教員構成の下での国際的な水準の高度で実践的・継続的な教育

・単位認定を前提とした長期間のインターンシップにより、学問と実践を組み合わせた教育  
・特定の職業的専門領域における職業的倫理を涵養する教育  
・高度専門職業人として求められる表現能力や交渉能力を磨く教育等が重要である。

（ケ）短期大学の課程

短期大学の課程は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けが期待され、短期大学の課程の積極的な改革が期待される。これらの点を踏まえつつ、短期大学における教育の課程修了を学位取得に結び付けるよう制度改正を行うことが適切である。

○一八歳人口の減少や女子の四年制大学志向の高まりなど、短期大学を取り巻く社会や時代の変化の中で、短期大学は他の高等教育機関と異なる個性・特色の明確化に一層努める必要がある。

○従来から、短期大学の課程の機能としては、①教養と実務が結合した専門的職業教育、②より豊かな社会生活の実現を視野に入れた教養や高度な資格取得のための教育、③地域社会の必要に根ざしながら社会人や高齢者などを含む幅広いライフサイクルに対応した多様な生涯学習機会の提供等が挙げられてきた。昨今の各種職業資格の高度化の動向等を勘案すれば、①と②の機能は事実上一体化して重要性を増しており、③の機能はさらに充実が望まれる状況にあると考えられる。

○短期大学の課程は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、米国のコミュニティ・カレッジのような知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けがなされることが期待される。また、そのような位置付けにふさわしい実質を十分に備えるべく、短期大学の課程の教育的・積極的な改革が期待される。

○学位取得のための教育と技能・資格取得のための教育の性格の違いを内容面から特徴付けるのは教養教育であり、短期大学における教養教育は、四年制の学士課程における教養教育と同様に、自己の人間としての在り方・生き方にかかわる教育であると考えられる。短期大学の課程の教育的特色は、こうした「大学における教養教育」を幅広い学習需要に的確に対応したアクセスしやすい形で提供する点にあると考えられる。

○また、短期大学を含めた大学における実務教育・職業教育は、

教養教育の基礎の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地からのものである点で、他の機関により提供される実務教育・職業教育とは異なる特徴があるものと考えられる。短期大学関係者は、四年制の学士課程に準ずる実質を備えた短期大学の課程の教育上のこうした特徴を一層明確化するよう、教育の充実と不断の努力を傾注する必要がある。

○短期大学は、今後とも、教育内容・方法や経営状態に関する積極的な情報開示や充実した事後評価の仕組みの確立等による社会的信頼・評価の確保に努める必要がある。

○以上の点を踏まえつつ、短期大学における教育の課程修了を学位取得に結び付けるよう制度改正を行うことが適切である。

○学位の名称については、我が国の学位の沿革や構造、諸外国の短期高等教育の課程に係る学位の名称など関連する要素が多岐にわたるとともに、今後は、大学制度について、短期大学も含めて学位を授与する課程を提供する場としての位置付けを明確化していく方向が望まれること、学校制度体系の現状に即してできるだけ一般に分かりやすい表示が求められること等を総合的に勘案して、「短期大学士」とすることが適当と考えられる。

(二) 高等専門学校

高等専門学校は、五年一貫の実践的・創造的技術者等の養成という教育目的や、早期からの体験重視型の専門教育等の特色を一層明確にしつつ、今後とも応用力に富んだ実践的・創造的技術者等を養成する教育機関として重要な役割を果たすことが期待される。

現在、高等専門学校の単位については、教室内における三〇時間の履修を一単位として計算されているが、授業形態・指導方法の多様性や自学自習による教育効果も考慮した単位計算方法を導入することが適切である。

○高等専門学校は、五年一貫の実践的・創造的技術者等の養成という教育目的や、早期からの体験重視型の専門教育等の特色を、大学の学士課程教育や短期大学の課程の教育との対比で一層明確にしつつ、今後とも応用力に富んだ実践的・創造的技術者等を養成する教育機関として重要な役割を果たすことが期待される。

○高等専門学校卒業後に専攻科や大学へ進学・編入学する学生の増加を踏まえると、教育内容や履修指導等も含めて他の高等教育機関への円滑な接続にも配慮する必要がある。一方で、高等専門学校の役割や位置付けが相対化し、早期からの体験重視型の専門教育による実践的・創造的技術者等の養成という本来の個性・特色が不明確になることのないよう留意することも重要である。

○現在、高等専門学校の単位については、教室内における三〇時間の履修を一単位として計算することとされているが、授業形態・指導方法の多様性や自学自習による教育効果も考慮した単位計算方法を導入することにより、各学校における柔軟なカリキュラム編成の実現等が期待される。具体的には、教室外での自学自習を促すための指導上の工夫や給授業時間数の維持・確保に特に留意しつつ、一定の範囲内(例えば六〇単位以内)において、各学校の判断により、四五時間の学習を一単位として

計算する授業科目を設定できるよう、国は、単位計算方法を直すことが適切である。

○国立高等専門学校の法人化など高等専門学校を取り巻く状況の変化、今後の高等専門学校の管理運営の具体的な在り方や高等専門学校の基本的方向性を踏まえ、名称を含めた社会的認識の改善の問題や専攻科の役割等については、今後の重要な課題である。

(三) 専門学校

知識・技術等の高度化や専門特化した技術者養成等のため、修業年限の長期化・多様化に伴い、専門学校の高等教育機関としての性格も短期から長期まで様々なものに拡大してきている。一方で、実践的な職業教育・専門技術教育機関としての専門学校の性格を明確化し、その機能を充実することが期待される。

誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立つて相互の接続の円滑化を図る一環として、一定の要件を満たすと認められた専門学校を卒業した者に対して大学院入学資格を付与することが適切である。

○職業教育をキーワードとした教育体系の中で、専門学校の中核的な役割や位置付けを明確にする必要がある。

○知識・技術等の高度化や専門特化した技術者養成等のため、修業年限の長期化・多様化に伴い、専門学校の高等教育機関としての性格も短期から長期まで様々なものに拡大してきている。

一方で、大学の学士課程教育や短期大学の課程の教育との対比で、社会的要請にこたえて実地的な知識・技術等を習得した人間性豊かな人材を育成するため、実践的な職業教育・専門技術教育機関としての専門学校の性格を明確化し、その機能を充実することが期待される。

○専門士の称号所持者や大学等卒業者が入学する例の増加等を踏まえ、高度な職業教育機関としての役割を担う専門学校は、今後、一層の個性化・多様化を進める必要がある。

○専門学校は、今後、教育内容・方法や経営状態に関する積極的な情報開示や充実した事後評価の仕組みの確立による社会的信頼・評価の確保に努める必要がある。

○誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立つて相互の接続の円滑化を図る必要がある（第二章三（一）参照）。その一環として、以上の点を踏まえつつ、専門学校のうち一定の要件（例えば、①修業年限四年以上、②修業年限の期間全体を通じて体系的な教育課程の編成、③総授業時間が三、四〇〇時間以上、等）を満たすと認められたものを卒業した者に対して大学院入学資格を付与することが適切である。

二 国公立大学の特色ある発展に関する考え方

国公立大学がそれぞれ特色ある教育・研究を展開していくことは、二世紀初頭における社会の多様な要請等に国公立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも重要である。

各大学ごとの個性・特色は、国公立を問わず、各大学自らの選択に基づくものであるが、国公立それぞれを全体として見た場合の特色を意識しておくことは、高等教育の発展と国公立それぞれへの支援の在り方を考える上で、今日でもなお十分に意義を有するものと考えられる。

○国公立大学がそれぞれ特色ある教育・研究を展開していくことは、二世紀初頭における社会の多様な要請等に国公立大学全体で適切にこたえていくだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも重要である。

○特に、国立大学の法人化、公立大学法人制度の創設、私立学校法改正による学校法人制度の管理運営面の改善により、国公立それぞれの中核の中核の中で自律性と透明性を確保する仕組みが整えられた。これらは、各大学の個性・特色の明確化や適正な競争を確保する一つの前提をなすものと期待される。

○このような個性・特色は、国公立を問わず、各大学が自ら選択するものである（第二章三参照）。したがって、国公立大学に期待される使命や役割等の区別は必ずしも一律かつ絶対的なものではない。しかしながら、時代や社会の要請に応じて変化しつつも形成されてきた、国公立それぞれを全体として見た場合の特色は、制度面にも反映しており、これを意識しておくことは、高等教育の発展と国公立それぞれへの支援の在り方を考える上で、今日でもなお十分に意義を有するものと考えられる。そこで、既に大学審議会答申等でもなされてきた整理を踏まえつつ、国立大学の法人化等による新たな展開をも考慮に入れると、おおむね、以下のように考えられる。

○まず、国立大学については、国からの公的支援により支えられ、という安定性、学長任命や中期目標・中期計画に関する国の関与等の特性がある。これらは、国立大学が、国の高等教育政策をより直接的に体现するという側面を持つことに由来する。

したがって、国立大学には、例えば、世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保等について政策的に重要な役割を担うことが求められる。そして、このような役割を十分に果たしていない場合には、国立大学法人評価委員会の評価等も踏まえつつ大学の実情に応じた組織運営体制の改善が求められるべきものと考えられる。

○国立大学は、国立大学法人制度の趣旨を生かし、自主性・自律性を発揮して一層活性化することが期待されるが、そのためにも、制度の改善・整備を不断に図っていく必要がある。

○次に、公立大学については、各地方公共団体が高等教育に主体的に取り組む、多様な個性的な教育・研究を展開することは、我が国の高等教育全体の教育・研究の活性化のみならず個性ある地域づくりにもつながるものである。その際、公立大学法人制度を活用することも有力な手法の一つと考えられる。

○公立大学は、設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として設置・運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体现するという側面を持つものと考えられる。したがって、公立大学には、各大学の設置目的に沿って、それぞれの地域に

おける社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる。

○さらに、私立大学については、特に戦後の我が国における高等教育の普及、先端的・独創的な研究の進展、高等教育機関の社会貢献の促進の面でそれぞれ大きな役割を果たし、社会の発展にとつて重要な貢献をしてきた。とりわけ、各大学の建学の精神を生かした独自の校風による教育・研究の実施は、多様性に富んだ個性豊かな人材の育成や、多様な知的価値の創造等を通して、我が国のあらゆる面での発展を支えてきている。

○私立大学は、国公立大学とともに公教育としての高等教育の重要な一翼を担っており、高い公共性を有し、社会的責任を負っている（本章一（二）参照）。こうした観点から、各大学が、未来社会の創造に向けての様々な要請にこたえつつ、活力ある多様な人材の育成、基礎から応用にわたる多様な先端的・独創的研究、地域社会から国際社会にわたる未来社会の発展に資する多様な活動等の諸機能の強化に努める中で、例えば、世界的研究・教育拠点の形成や高度専門職業人の養成に力点を置くもの、総合的教養教育や芸術・体育等の専門分野に軸足を置くもの、地域貢献や国際交流等に力を注ぐものなど、全体として多様な発展を遂げていくことが重要である（第二章三（二）参照）。こうした各大学の多様な発展を一層促進するためには、それぞれの建学の精神にのっとりた自主的・自律的な運営を確保することが不可欠であり、一般の私立学校法改正による学校法人制度の管理運営面の改善の趣旨を積極的に生かすことが期待される。